

令和元年度第3回評議員会

議事録

令和2年3月19日（木）

公益財団法人武藏野市福祉公社

令和元年度 第3回 公益財団法人武藏野市福祉公社評議員会

1. 開催日 令和2年3月19日(木) 午後6時30分から午後8時00分まで

2. 会場 本部事務所1階 会議室

3. 評議員の現在数 6名 (定足数 4名)

4. 出席者	評議員(議長)	秋山 真弘	評議員	江幡 五郎
	評議員	岩岡 由美子	評議員	鈴木 省悟
	評議員	竹内 啓博	評議員	宮原 隆雄
監事	大久保 実			

5. 欠席者 なし

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

日程第1 議事録署名人の選出

日程第2 議案第9号 令和2年度事業計画について

日程第3 議案第10号 令和2年度収支予算について

日程第4 議案第11号 令和2年度資金調達及び設備投資の見込みについて

日程第5 議案第12号 令和2年度老後福祉基金の一部取崩しについて

日程第6 議案第13号 令和2年度常勤役員の報酬及び賞与の額について

日程第7 議案第14号 令和元年度補正予算(第2回)について

日程第8 報告事項1 令和元年度第3回理事会にて決議された内容等について

日程第9 報告事項2 令和2年度職員研修計画について

日程第10 報告事項3 基本財産の運用について

8. 議事録作成者 理事長 萱場 和裕

9. 議事録署名人 議長（評議員会会長） 秋山 真弘
評議員 鈴木 省悟
評議員 岩岡 由美子

10. 議事の経過及び結果について

評議員会開会に先立ち、萱場理事長から、挨拶と次のとおり現状報告があった。

新型コロナウイルスの影響について、感染症の拡大を考慮し、2月27日から3月17日までのイベント、そして事業の一部を、中止または延期することとした。地域包括人材育成センター主催の事業所管理者向け研修、それからプロジェクト若ば、カイゴのシゴト等のイベント、社会活動センター講座発表会なども含め、延期あるいは中止とした。通常の事業については、高齢者総合センターの1階の窓口とデイサービスを除く全てを休館としたほか、地域健康クラブ、境南ふれあいサロン、ふれあいまつもと、北町高齢者センター子育てひろば「みずきっこ」を休止し、各利用者に連絡するとともに、ホームページに掲載したところである。また、公社職員対象のセキュリティ研修も中止とした。それとともに、職員の時差出勤の体制を整えたところである。そのほか、イベント等の中止に伴う、パートタイム職員の賃金や講座講師の報酬等の取扱についても方針を定めた。その後、2月27日に安倍総理による小・中・高等学校の3月2日から春休みまでの全国一斉休校要請が発表されたことを受け、武蔵野市では2月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部を開催して、市立の小・中学校を3月3日から休校、各種イベント並びに多数の市民が参加する事業、公共施設について、保育園、学童保育、デイサービスを除いて中止・延期あるいは休館という決定をした。職員の感染予防対策として、3月17日まで、毎朝検温し37.5度以上の場合は出勤を見合わせ、手洗い・うがいの徹底、ドアノブ・手すり等の消毒、咳が出る職員はエチケットとしてマスク着用を周知した。小学校低学年のお子さんがいる職員については優先的に休暇を認めるよう柔軟な対応をすることとし、職員の家族が発症した場合、発症者と濃厚接触が疑われる場合は出勤は見合わせ、直ちに報告すること、また、利用者や職員が発症した場合を想定した対応を検討することを指示した。

現在、職員、その家族及び利用者等に感染者は出でていないが、疑いがある利用者が検査を受けたケースが1件あり、幸いなことに陰性との結果を得た。その後、3月11日に武蔵野市の新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、各種イベント及び体育・文化、子育て支援施設、

デイサービスを除く社会福祉施設等の休止を3月末まで延期することとなった。これを受け、公社での対応も3月末まで延長することとした。また、介護事業所及び障害者福祉事業所に武藏野市からマスクの支給があった。本日19日夜、政府の専門家会議の見解が示される予定とのことなので、これを受け国の対応を見ながら、武藏野市と協議し対応を進めてまいりたいと考えている。4月から各種講座、地域健康クラブ等、令和2年度の事業がスタートする予定だが、延期等の措置が取られることになってしまうと、別途、利用者への通知などの対応が必要になり、多少混乱も予想される。公社全体として、利用者に対して最善の対応ができるように努めていきたい。

今回の評議員会では、令和2年度の事業計画及び収支予算が主な議案となっている。令和2年度事業計画においては、重点項目として、1、成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営、2、福祉・介護人材の確保に向けた取組、3、本部事務所の建て替えの検討の3点を挙げている。成年後見制度利用促進の中核機関については、武藏野市成年後見制度利用促進計画に基づき、武藏野市の成年後見利用促進ネットワークの中心となる組織を立ち上げ、成年後見制度の利用を推進していく。3月4日の理事会において事務規程を改正し、在宅サービス課に新たに成年後見利用支援センターという組織を設置することとした。福祉・介護人材の確保に向けた取組については、労働条件や職場環境の改善の取組など、公社の介護職の確保に努めるとともに、地域包括人材育成センターにおいても潜在的有資格者復帰支援あるいは若者プロジェクトなどの事業に取り組んできたが、なかなか難しい状況にある。介護人材の不足がマスコミで取り上げられることが多いようだが、逆にネガティブキャンペーンになっている部分もある。實際にはやりがいのある仕事であると確信しており、取組をさらに充実させていきたいと考えている。本部事務所の建て替えの検討については、前回の評議員会において財務会計上の建て替え資金積立ての仕組みを整えたので、令和2年度は、具体的なプランニングの段階に進めていきたいと考えている。

前回の評議員会の挨拶の中で、現在進めている情報システムの更新の一環として、生産性の向上を図り、人材不足を補うために、100人ほどいる公社の登録ヘルパーにスマートフォンを持たせて、訪問時間の管理や訪問記録の記入などペーパーレス化することを目指して作業を進めているという報告をさせていただいた。今のところ順調に進んでおり、既に各ホームヘルパーにスマートフォンを配布し、3月はペーパーとスマートフォンを並行して運用し、4月から本格的に移行する予定となっている。システムの更新に伴う勤怠管理の自動化を含めて、ICTの活用により生産性の向上を図っていきたい。

秋山議長から、傍聴希望はなく、本日の出席者について、出席評議員 6 名、定数 6 名で定款第 20 条の規定による「特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数 4 名」を満たしており、本評議員会は有効に成立している旨の報告があり、議事の審議に移った。

日程第 1 議事録署名人の選出

本評議員会の議事録署名人に秋山真弘議長の他、鈴木省悟評議員、岩岡由美子評議員の 2 名を選任し、他の評議員から異議なく、両氏もこれを承諾した。

日程第 2 議案第 9 号 令和 2 年度事業計画について

日程第 3 議案第 10 号 令和 2 年度収支予算について

日程第 4 議案第 11 号 令和 2 年度資金調達及び設備投資の見込みについて

日程第 5 議案第 12 号 令和 2 年度老後福祉基金の一部取崩しについて

秋山議長から、一括審議の申し出がなされ、他の評議員から異議なく、一括して審議することとした。

小島事務局長から、「議案第 9 号 令和 2 年度事業計画について」及び「議案第 10 号 令和 2 年度収支予算について」について合わせて次のとおり説明がなされた。

令和 2 年度重点項目として、1、武藏野市とともに制度の利用促進を担う中核機関を運営することとなり、専門的な支援である相談・利用促進・後見人支援等を担っていくこと、2、福祉・介護人材の確保に向けた取組として、介護職員処遇改善加算の取得などによる労働条件や職場環境の改善、周知・啓発を行うこと、3、委託事業やサービス提供対象者の増加に対応し職員を増やす必要があり、執務スペースを拡張し、生産性を向上させることを目的に、本部事務所の建て替えの検討すること、を精力的に取り組むとした。

服部在宅サービス課長から、権利擁護センター事業について次のとおり説明がなされた。

1、つながりサポート事業について、事業収入支出とも 3399 万 2 千円、人件費は、番号 1 番から 7 番までの 7 事業で案分している。日常的金銭管理等のオプションを新設するなど、よりよいサービス提供に努める。

2、権利擁護事業について、事業収入支出とも 250 万 1 千円、昨年度まで、権利擁護事業の範疇で実施していた生活保護受給者金銭管理支援事業を事業番号 6 に組み替えた。権利擁護レスキューの規則を整備し、迅速かつ適切にサービスを提供する。

3、地域福祉権利擁護事業について、事業収入 806 万 2 千円、支出が 1056 万円で、249 万 8 千円の支出増となっている。東京都社会福祉協議会からの受託事業収入だけでは経費が賄えないため、老後福祉基金から充当する。利用者とともに作成した支援計画に基づいて、その自己決定を尊重し、自立に向けた支援を行う。

4、成年後見人等受任事業については、事業収入支出とも 4680 万円、従来の成年後見推進機関としての役割・活動のうち、中核機関の運営を、事業番号 7 の成年後見制度利用促進事業として移行し、この事業番号 4 では、「受任」を主たる事業として組み替えた。法人後見の利点を生かして、後見サービスの継続性、透明性、中立性、公平性などを確保し、親亡き後の障害者の問題などにも対応していく。

5、生活困窮者自立相談支援事業については、事業収入は 1874 万 1 千円、支出は 2121 万 1 千円で、自立相談支援、家計改善支援、住宅確保給付金の 3 事業を生活困窮者自立相談支援事業にまとめた。生活保護に至らない生活困窮者への伴走型の支援を実施していく。

6、生活保護受給者金銭管理支援事業については、事業収入は 990 万円、支出は 1350 万 5 千円で、生活保護費の管理、使途等の相談、支払い代行、生活指導等により、受給者の自立を支援する。

7、成年後見制度利用促進事業については、収入・支出ともに 1382 万 6 千円で、成年後見制度の利用促進基本計画に基づく中核機関を市とともに担っていく。中核機関の本務である相談、利用促進、広報、後見人支援などに、蓄積したノウハウを活用して対応していく。

堀田在宅サービス課担当課長から、担当する事業番号 8 から 12 まで次のとおり説明がなされた。

8、居宅介護支援事業については、事業収入は 2792 万 2 千円で、支出は 2834 万 6 千円で、2 名の主任ケアマネジャーを中心に、市民のセーフティネットの役割を果たすとともに、引き続き、特定事業所加算 II を取得し、収入の安定を図っていく。

9、訪問介護サービス事業については、事業収入は 1 億 3153 万 2 千円、支出は 1 億 3069 万 8 千円で、介護職員処遇改善加算 I 、特定処遇改善加算 II 、特定事業所加算 II を取得し、職員及び登録ヘルパーの職場環境、労働条件の向上に努めていく。支出の人件費は、10、居宅介護サービス事業、11、生活支援事業、12、地域包括ケア人材育成センター事業で案分している。

10、居宅介護サービス事業については、事業収入 1992 万 4 千円、支出 1892 万 4 千円で、訪問介護事業と同様に、特定処遇改善加算 II と特定事業所加算 II を取得予定である。障害者総合支援法に基づき、障害のある方が地域社会において、安心して在宅生活を続けていけるように

支援していく。

11、生活支援事業について、事業収入 1286 万 6 千円、支出 1470 万円で、今年度より、市からの受託料の単価が 500 円上乗せされ、前年度より収入額は増加したが、それでも支出が上回っている。認知症見守り支援ヘルパーは専門の研修を受け、質の高いケアを提供しているため、通常の生活援助より高い報酬をヘルパーに支払っている。また、市からの受託事業である「緊急訪問介護事業」も、依頼があった場合は、迅速に対応する。

12、地域包括ケア人材育成センター事業については、事業収入 3321 万 6 千円、支出 3275 万 5 千円で、介護職員初任者研修、武藏野市認定ヘルパー養成研修を開催するとともに、認定ヘルパーフォローアップ研修を行い、サービスの質の維持・向上を図っていく。また、令和 2 年度は介護職のための喀痰吸引、経管栄養の医療的ケアを実施するための研修機関としての認定を受ける予定としている。また、昨年から開始した若者介護職のための「プロジェクト若ば」の活動も随分と軌道に乗り、引き続き、来年度も新規参加者を増やし、活発な活動を目指す。引き続き、ホームページやツイッターなどによる情報発信、イベントの啓発・広報を進めるとともに、さらに安心して介護の職へ定着できるよう、相談事業も行う。老後福祉基金活用事業は、介護職員初任者研修受講料のキャッシュバック 48 万円と、受講者の保育費用補助 114 万円で、事業収支が 208 万 1 千円と黒字となっているのは、研修用のパワーアシストスーツ、喀痰吸引用の実習モデルなどを購入予定で、固定資産取得支出に計上しているためである。

方波見高齢者総合センター所長から、高齢者総合センターと北町高齢者センターの事業について次のとおり説明がなされた。

13、高齢者総合センター管理運営事業については、事業収入 5801 万円、支出 5452 万 3 千円で事業活動収支差額が 348 万 7 千円の黒字となっているのは、受託料収入には、情報システム更新に関する減価償却費相当額を含んだ額となっている。武藏野市より令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの指定管理者指定を受け、引き続き、市民の貴重な福祉資源として、施設の維持・管理運営等を実施し、高齢者福祉の増進を図っていきたい。

14、在宅介護・地域包括支援センター事業については、事業収入 5913 万 6 千円、支出 6434 万 9 千円で、521 万 3 千円の赤字となっているのは、対象地域の高齢者人口が多く、規定の職員数だけでは業務を賄い切れないことから、1 名増員した予算を立てたことによるものである。今後、適正な受託料となるよう、市に要求していきたい。担当地域内には、単身世帯や高齢者世帯が多く、認知症だけではなく、虐待や権利擁護等、困難ケースが増加している。権利擁護センターとの連携、役割を明確にし、課題解決に注力する。家族介護支援では、若年介護者や、

就労する介護者が相談しやすい環境作りを検討する。引き続き、地域住民や各団体と協同し、課題の把握と連携強化を図っていく。

15、住宅改修・福祉用具相談支援センター事業については、事業収入支出ともに 2397 万 1 千円で、住宅改修のプランニング、福祉用具の選定、生活動作のアドバイス等、総合的な相談に応じ支援する。排泄ケア専門員や言語聴覚士による専門相談を継続し、令和 2 年度は、コミュニケーションケアに関する冊子を作成する。

16、デイサービスセンター事業については、公設民営のデイサービスとして、民間事業者では対応が困難な利用者を積極的に受け入れる。関係機関との連携により、住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援していく。事業収入 9167 万 9 千円、支出 9779 万円で、611 万 1 千円の赤字計上をしている。送迎委託の見直し、経費削減、稼働率の向上への取組、新たな加算の取得などにより、縮減努力をしていく。

17、社会活動センター事業については、事業収入支出とも、5701 万 1 千円で、高齢者の健康増進、受講を契機とした外出や仲間作りなど、介護予防、フレイル予防に寄与していく。一人でも多くの高齢者が安心して講座等に参加できるよう、構成や内容について検討していく。

18、北町高齢者センター事業については、高齢者総合センター同様、武蔵野市より、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの指定管理者指定を受けた。「市民生活の延長線上のデイサービス、世代を超えた交流の場」として、サービス提供していく。ボランティアの高齢化と新規活動者の登録は継続課題だが、元気高齢者の活動の場という新たな役割も生じており、サポートを継続していく。小規模ハウスは、高齢化と自立度の低下が課題で、引き続き、入居者が安心して生活できるよう支援するとともに、空き部屋の活用方法を含め、今後の在り方を、市に提案ていきたい。子育てひろば事業は、順調に推移し、世代間交流も定着してきている。今後も連携しながら事業展開していきたい。事業収入 9343 万 3 千円、支出 1 億 67 万円で、723 万 7 千円の赤字を計上している。新たな加算取得、稼働率の向上、経費削減等で、縮減努力をしていく。

新谷総務課長から、事業番号 19 管理費については、法人として福祉公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行うための予算であり、以下の事業について説明がなされた。

人材の育成については、報告事項 2 の令和 2 年度職員研修計画に沿って、体系的に行う。人材育成の基本方針として、求められる職員像、職位ごとに果たす役割、求められる能力を明確にしており、求められる能力、果たすべき役割を身につけ、求められる職員像に近づくための取組を行っていく。令和 2 年度研修計画として、新人研修、職層別の研修、係ごとに計画実施

する、福祉専門職としての専門性の向上を目指す専門研修、部門横断的な研修委員会が主催する全体研修及び事業報告会、通信教育の受講支援などの自己啓発、資格取得支援などを実施する。

武藏野市民社会福祉協議会との事業連携については、平成 30 年 3 月に報告された事業連携推進委員会報告書の年度計画に沿って実施してきたが、今年度は、計画年度にこだわらず、予定を繰り上げて実施していく。本部事務所の建て替えについては、令和 7 年度完成を目指して、今年度は検討委員会を立ち上げていきたい。事業収入 3390 万 5 千円、支出 6377 万 8 千円で、前年度比 1912 万 9 千円の減で、収入では主に運営費補助金の減額、支出では主に病欠の職員を総務課付にしていることによる人件費の増額によるものである。

小島事務局長から、当期収支差額（事業活動、投資活動、財務活動）について、次のとおり説明がなされた。

事業活動収入は、計 7 億 7642 万 6 千円、支出計 8 億 2991 万円、事業活動収支差額がマイナス 5348 万 4 千円となった。

投資活動収支の部、投資活動収入は、老後福祉基金預金取崩し収入 9051 万 2 千円、老後福祉基金活用事業、退職給付引当資産積立、減価償却引当資産積立、本部事務所建て替え準備資金積立、当期収入不足分等に充当する。投資活動支出は、老後福祉基金資産積立支出、退職給付引当資産積立支出、減価償却引当資産積立支出、本部事務所建て替え準備資金積立支出、什器備品購入支出、車両運搬具購入支出で、合計で 3831 万 3 千円を計上した。

財務活動収支の部はなく、予備費を 500 万円計上し、当期収支差額は、マイナス 449 万 9 千円となる。

続いて、正味財産増減計算書について、説明がなされた。経常収益は、基本財産運用益 16 万 8 千円、特定資産運用益 31 万 5 千円、事業収益 7 億 1117 万 3 千円、受取補助金等 6255 万 5 千円、受取寄附金 50 万円、雑収益 171 万 7 千円、合わせて 7 億 7642 万 6 千円となる。経常費用は、給料手当、臨時雇賃金、委託費等を合わせて、経常費用計 8 億 4526 万 1 千円となり、当期経常増減額は、マイナス 6883 万 5 千円となった。経常外増減は、基本財産や特定資産の評価損益等を計上するため、予算の段階では見込んでいない。一般正味財産期首残高は、平成 30 年度決算の期末残高としている。当期一般正味財産増減額を足した一般正味財産期末残高は 7 億 6118 万 6 千円となった。指定正味財産は、現在、基本財産のみを計上しており、増減は見込んでいないが、平成 30 年度決算の期末残高を期首残高としている。一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせた、正味財産期末残高は 11 億 7141 万 8 千円となっている。

正味財産増減計算書内訳表については、正味財産増減計算書を公益目的事業会計とその他事業、法人会計の経理区分に分けて表したもので、北町高齢者センター管理運営事業から子育てひろば事業の事業収益及び事業費用を、その他事業に配賦し、また、法人会計である管理費の費用を、従事割合などの配賦率に従い、公益目的事業会計へ配賦したものである。

続いて、「議案第 11 号 令和 2 年度資金調達及び設備投資の見込みについて」は、借入の予定、重要な設備投資の予定はない、と説明がなされた。

「議案第 12 号 令和 2 年度老後福祉基金の一部取崩しについて」は、本部事務所建て替え準備資金積立に前年度と同額を充当するほか、予算書のとおりである、と説明がなされた。

議案 9 号、議案第 10 号、議案第 11 号及び議案第 12 号に関連して、次の質疑応答があった。

鈴木評議員 事業計画で、成年後見制度と介護保険制度が両輪であると書かれている。認知症サポーターへのフォローアップ研修で、いわゆる成年後見制度について弁護士が講義をされていて、財産管理に関して後見人が決定できると言っていた。病気になったとき、例えば手術が必要と診断された場合はどうするのかなど、アドバンス・ケア・プランニング、またはエンディングノートに書かれている場合もある。成年後見制度とそれらを別々に議論するのは難しくなってきていると感じている。成年後見制度は日常生活や財産の管理等に支障のある人とあるが、この「支障のある人」というのは、病気もあり得るといえる。障害のある方は自身の意思を表明できないということもある。成年後見制度だけで進めていくと、医療が必要な場面が出てきて行き詰ると思っている。成年後見制度とともにアドバンス・ケア・プランニングを推進していくこと考えてほしい。また、エンディングノートなども併せて、その人の意思をどのように把握していくかを念頭に置いてこの事業を進めていただきたい。

服部在宅サービス課長 昭和 56 年以来、福祉公社が今までに積み上げてきた、人間存在そのものを全人的に支援するという在宅サービスのノウハウと、医師、弁護士など他機関との連携も図りながら進めていきたい。

小島事務局長 実際の支援にあたっては、つながりサポート事業などで包括的に支援していく、成年後見制度はゴールに近いものと考えている。また早い段階から周知することで、自らの老後について意識を持っていく、そういった事業を進めていきたい。

鈴木評議員 つぎに、介護予防とフレイル予防について福祉公社にぜひお願いしたいことがある。フレイル予防に関わる人を育成する必要があると考えており、ぜひ事業計画に盛り込んでもらいたい。

方波見高齢者総合センター所長 フレイル予防のために、職員が研修を受け、市民向けの出前講座を行っている。また、社会活動センターでは、地域健康クラブという体操講座が市内全域を網羅しており、フレイル予防に寄与している。今後、ほかの手段でできることがあれば検討していきたい。

鈴木評議員 福祉公社の職員が実際に支援するのではなくて、市民の方がフレイル予防のトレーニングを受け、各地域で活動するシステム作りをやっていただきたいと考えている。

萱場理事長 福祉公社では、社会活動センターの枠の中でできること以上はなかなか難しい。武藏野市全体のトータルなフレイル予防に対する施策となると、やはり武藏野市でないと難しい。福祉公社にやらせたい意図はあるのか。

鈴木評議員 私が福祉公社にお願いしたい理由はただ一つ、武藏野市では大き過ぎて動けない。福祉公社なら、フレイル予防にも関与しているので、ぜひ人材育成のプログラムをつくっていただきたい。福祉公社の職員が行うのではなくて、一般の人たちが自分たちでファシリテーターになり、フレイル予防に参画していく、そういうシステムづくりをお願いしたい。

小島事務局長 武藏野市や健康づくり事業団などと相談し、福祉公社として、今のご意見を参考に、どのような取組ができるか検討していきたい。

江幡評議員 今日の評議員会について、その前の理事会も含め、新型コロナウイルス感染症の対策を鑑み、書面出席方式でやる法人があった。最も大切な次年度の事業計画並びに予算等については、きちんと議論して決議するという形が望ましいと思っていたので、感染症対策を講じた上で、実施する福祉公社のやり方は、有り難く受け取った。東京都の社会福祉法人で、本部職員、つまり事務職員がいない法人が3割ほどあると聞いている。武藏野市内の保育所経営の社会福祉法人では、保育主任などが事務的なこともやって、事業計画等については理事長がつくっていると聞いた。社会福祉法人の運営基準では、介護施設であれば、介護職員や看護師などの配置基準はあるが、事務職員の基準は全くない。スケールデメリットとして小規模社会福祉法人では事務に専任する職員を雇用する余裕がなく苦労している。参考までに、福祉公社の研修計画でいわゆる専門研修等はあるが、例えば本日のような評議員会、理事会の準備や運営などに関する事務職員研修は行っているのか。

新谷総務課長 職員の職層別研修では、主任や係長など、階層により必要となる指導育成や経営管理に関する研修を受けさせることとしている。総務課の専門研修として公益法人の運営に関する研修や労務管理に関する研修を受けることとしている。

江幡評議員 予算の按分について伺いたい。人件費、自動車の借り上げ、ガソリンなど按分

しているが、福祉公社独自に按分の考え方によって按分しているのか。どこかの基準を準用しているものがあればお聞かせいただきたい。

新谷総務課長 按分率は法人で決めることとなっている。福祉公社では、いくつかの按分率を使い分けている。公社全体職員による人数割り、本部事務所に関する本部事務所人数割り、内容によっては従事割合など。事前に、使用する割合について、福祉公社の主務官庁である東京都に届け出ている。変更する場合は、報告することとなっている。

その他、評議員及び監事から質疑意見はなく、議案第9号、議案第10号、議案第11号及び議案第12号は、一件ずつ採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第6 議案第13号 令和2年度常勤役員の報酬及び賞与の額について

小島事務局長より提案理由について、役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程第3条に定める令和2年度の常勤役員の報酬及び賞与の額について、別紙のとおり承認を求めるものである、と説明がなされた。

議案第13号について、評議員及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第7 議案第14号 令和元年度補正予算（第2回）について

小島事務局長より、提案理由について、寄附金及び成年後見報酬の增收、権利擁護センター及び総務課の人員増による人件費の増額があったこと、情報システム更新に係る費用を、当初時より削減したことなどから、補正を行うものである、と説明がなされた。

詳細について、新谷総務課長から次のとおり説明がなされた。

事業番号1、つながりサポート事業では、寄附金受領により 2762万4千円、収入を増額した。事業番号2、権利擁護事業では、権利擁護レスキュ一件数増加により、利用料収入を49万2千円、増額した。支出についても、権利擁護センターにて業務増加により、職員を増員したことから、専門職人件費0.5人分、増加した。事業番号4、成年後見事業では、成年後見人

報酬が増加したことから、1350万円、収入を増額した。支出について、専門職人件費 1.5 人分ほかを増額している。事業番号 5、生活困窮者自立支援事業は、遠方での研修があったことから研修出張旅費 20 万円を追加した。事業番号 18、管理費では、こちらも寄附金受領により 2712 万 4 千円、収入を増額し、支出では、常務理事の人事費について、役員報酬から給料手当支出に移動した。これは、東京都の公益法人立入検査の際に指摘されたもので、公益財団法人武藏野市福祉公社役員及び評議員の報酬等に関する規程どおりの運用に変更したものである。また、職員に病欠が出たことから、1名新規に採用し、人件費を増額している。合わせて、事業活動全体での収入が、6874 万円、支出では、1995 万 5 千円、補正した。

投資活動については、寄附金積立て分として、老後福祉基金積立支出に 5474 万 8 千円を計上した。固定資産取得支出では、情報システム更新の予算減、2882 万 9 千円で、人材育成センターのホームページ機能追加として 266 万 2 千円を追加計上し、合わせて 4592 万 5 千円、補正した。

議案第 14 号に関して、次の質疑応答があった。

竹内評議員 東京都の公益法人立入検査の際に指摘された内容に沿って補正したと説明があったが、改めて立入検査の際の指摘内容について伺いたい。

新谷総務課長 事務局長と兼任している常務理事の給与の半分を、役員報酬の科目で計上してきたが、役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程第 3 条において、役員報酬の支給については、武藏野市から派遣された職員を除く、とあるため、全額給与手当にするべきである、と指摘されたものである。

その他、評議員及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第 8 報告事項 1 令和元年度第 3 回理事会にて決議された内容等について

新谷総務課長より、事務規程の改正について次のとおり説明がなされた。

成年後見制度利用促進に係る中核機関を武藏野市とともに運営するに当たり、所要の改正を行うもので、事務規程別表 1（第 2 条関係）の組織図の在宅サービス課に、「成年後見利用支援センター」を追加し、別表 2（第 5 条関係）の分掌事務に（1）成年後見制度利用促進に係

る中核機関の運営に関すること、（2）成年後見・権利擁護に関する総合相談及び啓発普及に関するなどを追加した。

次に、職員就業規則の改正について、次のとおり説明がなされた。

職員の働き方改革の観点から、時差勤務を可能とするほか、所要の改正を行うもので、17条では、勤務時間及び休憩時間について規定しており、勤務時間について、午前8時30分から午後5時15分までとしていたが、所属長が認める場合は、午前7時30分から午後7時15分までのうち、7時間45分と改正した。これにより、出勤時間を午前7時30分から、10時30分までの時差出勤を可能とした。「ただし、業務の性質により、特別の勤務に服する職員の正規の勤務時間については、別に割り振ることができる。」の文言は、削除した。第27条の7は、条を追加し、特別休暇について規定した。「公益財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程第8条に規定する理事長の承認に関する規程（平成元年3月31日規程第5号）」を廃止し、特別休暇として就業規則に規定することが妥当とし、内容を整理したものである。「公益財団法人武蔵野市福祉公社職員就業規則第23条に規定する年次有給休暇に関する取扱要綱」は、有給休暇は、1時間単位で取得を認めていたが、勤務の始め、または終わりに引き続く場合に限っていた。今回、新たに、いわゆる、中抜けを可能とするために、勤務時間の中途中に時間休を取得できるように、要綱を制定した。今回の改正で、時差出勤、中抜けが可能になり、職員の多様な働き方に対応できるようになるものと考えている。

次に、職員給与規程の一部を改正する規程について、次のとおり説明がなされた。

職員の働き方改革に関連し、文言の整理を行うため、改正を行うもので、第17条の超過勤務手当の規定については、第2項の、勤務を要しないとされた日に、勤務時間を割り振られたというのは、土曜日や日曜日に出勤する場合のことで、25%割増しして、超過勤務手当を支給するものである。改正前の下線が引いてある部分は、先ほど就業規則で説明したとおり、職員の勤務時間は、休憩を除き1日7時間45分、週38時間45分と定めているため、それに満たない職員は本規定に該当しないことから、削除するものである。

次に、会計処理規程の一部を改正する規程について、次のとおり説明がなされた。

会計処理の責任主体を明確にし、業務効率を向上させるほか、所要の改正を行うもので、第5条は、会計事務責任者について規定していたが、条を改正し、会計処理体制として、責任主体と業務分担を明確にした。会計事務責任者を事務局長、会計事務担当者を総務課長、出納責任者を各課長と規定し、次条以降で、それぞれの業務分担について、明確にした。第17条から第21条までの、領収書に関する規定は、領収書と領収証の表記が混在していたことから、

文言を整理し、現在の運用に合わせて改正するものである。第 27 条と第 28 条、第 41 条は、文言の整理を行ったものである。第 57 条については、月次決算を 20 日までとしてきたが、事務負担の集中を避ける目的で、月末までに提出するよう、改正するものである。

続いて、服部在宅サービス課長より、権利擁護レスキュー事業実施規則の制定について次のとおり説明がなされた。

権利擁護事業の対象者及び事業内容を明確にするため、規則の制定及び廃止を行うものである。平成 12 年に開始した独自の権利擁護事業は、有償在宅福祉サービスと併用することで、事実上、成年後見の代替機能を有していた。その利用者は、つながりサポート事業の開始と共に、成年後見制度と地域福祉権利擁護事業に移行した。その後、権利擁護事業実施規則は、権利擁護レスキューとして、成年後見ないし地域福祉権利擁護事業の利用に繋がる前の金銭管理・財産保管サービスの根拠規則として使用されてきた。この度、運用実態に合わせて、権利擁護レスキューの目的を定め、応急善処的なサービスであることを明確化した。また、利用料金も、1 ヶ月 7 千円から裁判所が出した成年後見の報酬額の目安、1 ヶ月 2 万 1 千円を参考にその半額とした。公益財団法人武藏野市福祉公社家事援助等給付事業実施規則（平成元年 3 月 31 日規則第 1 号）、公益財団法人武藏野市福祉公社協力員派遣規則（平成元年 3 月 31 日規則第 7 号）、公益財団法人武藏野市福祉公社権利擁護実施規則（平成 12 年 9 月規則第 5 号）は廃止する。

最後に、「つながりサポート事業」オプションサービスの新設について、石橋権利擁護センター長より次のとおり説明がなされた。

つながりサポート事業において、身体状況の低下等により、金銭管理サービスを必要とする利用者が散見されるようになったこと、及び、現在、金銭管理を自分でできている利用者からも、金銭管理サービスを実施してほしいとの希望が以前よりあったことから、このたび、金銭管理サービスを新設した。

実際に、つながりサポート事業利用者で、金銭管理が必要となり、地域福祉権利擁護事業、もしくは、権利擁護レスキュー事業を組み合わせて、利用されている方が 5 名いる。現行の基本サービスや、つながりプランにオプションとして追加するもので、利用料金は、現行のつながりプランの支援回数、及び成年後見制度の報酬額の目安 2 万 1 千円に鑑み、1 カ月 1 万円とした。参考までに、ほかの専門職が任意代理契約等で金銭管理、財産管理を実施した場合、報酬の相場として、司法書士が 2 万円から 3 万円、弁護士が 3 万円から 5 万円と聞いている。

報告事項1に関して、評議員及び監事から質疑意見はなかった。

日程第9報告事項2 令和2年度職員研修計画について

日程第2議案第9号 令和2年度事業計画の審議の際に報告したため説明を省略した。

日程第10報告事項3 基本財産の運用について

新谷総務課長から、令和元年度に償還した国債及び公債の運用について、別紙のとおり報告された。第122回貸付国債6300万円が償還したことから、第14回1号宮城県公債を購入した。利率は、0.03%で、令和5年7月に償還する予定となっている。また、第113回大阪府公債1億円が償還し、令和元年度第3回仙台市公債を購入した。利率は、0.001%、償還日は、令和7年1月27日を予定している。

報告事項3に関して、評議員及び監事から質疑意見はなかった。

以上をもって、議案の全部を終了したので、秋山議長は令和元年度第3回評議員会の閉会を宣言した。

議事の経過及び結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

令和2年3年31日



議長（評議員会会長） 秋山真弘 印 擬印

議事録署名人（評議員） 鈴木省悟 印 擬印

議事録署名人（評議員） 岩岡由美子 印 擬印

